

## 「利用者視点からのサービス検証タスクフォース」 開催要綱

### 1 目的

本タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）は、「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG」の下に設置される会合として、「ICTサービス安心・安全研究会報告書」（平成 26 年 12 月）で示された消費者保護ルールの見直し・充実の方向性に基づく新たな消費者保護ルールの導入を見据え、期間拘束・自動更新付契約の在り方の利用者視点からの検証等を行うことを目的とする。

### 2 名称

本会合は、「利用者視点からのサービス検証タスクフォース」と称する。

### 3 検討事項

電気通信サービスに係る期間拘束・自動更新付契約の実態把握及び当該実態を踏まえた期間拘束・自動更新付契約の在り方の利用者視点からの検証その他電気通信サービスの提供に係る利用者視点からの検討を行う。

### 4 構成及び運営

- (1) タスクフォースの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) タスクフォースには、主査及び主査代理を置く。
- (3) 主査は、ICTサービス安心・安全研究会座長が指名することとし、主査代理は主査が指名する。
- (4) 主査はタスクフォースを招集し、主宰する。また、主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わってタスクフォースを招集し、主宰する。
- (5) 主査は、必要があるときは、必要と認める者をタスクフォースの構成員として追加することができる。
- (6) 主査は、タスクフォースの会合ごとに、当該会合の議題に応じ、必要があるときは、必要と認める者をタスクフォースのオブザーバーとすることができる。
- (7) 主査は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (8) タスクフォースは原則として非公開とする。
- (9) その他、タスクフォースの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

### 5 庶務

タスクフォースの庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課がこれを行うものとする。

「利用者視点からのサービス検証タスクフォース」  
構成員名簿

いしだ 石田	ゆきえ 幸枝	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事・IT研究会代表
おおさわ 大澤	あや 彩	法政大学法学部准教授
おきの 沖野	まさみ 眞巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授
きた 北	しゅんいち 俊一	株式会社野村総合研究所上席コンサルタント
きむら 木村	たま <sup>よ</sup> たまた代	主婦連合会
さいとう 齋藤	まさひろ 雅弘	弁護士
ながた 長田	みき 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長
にいみ 新美	いくふみ 育文	明治大学法学部教授
はらだ 原田	まさかず 昌和	立教大学法学部教授
ひらの 平野	すすむ 晋	中央大学総合政策学部教授
ふなだ 舟田	まさゆき 正之	立教大学名誉教授